

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件

(令和四年三月三十一日経済産業省告示第六十九号)

最終改正 令和八年三月三十一日経済産業省告示第三十二号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二条の二第一項の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件を次のように定める。

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「法」という。)第二条の二第一項に規定する交付対象区分等は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。)第三条に規定する設備の区分等(以下「設備の区分等」という。)のうち、その出力が五十キロワット以上のもの
 - 二 太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの
 - 三 施行規則第四条の二第二項第八号の二に規定する複数太陽光発電設備設置事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る設備の区分等
- 2 法第九条第四項に基づき再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた市場取引等により電気を供給する事業については、法第十条第一項の変更の認定による変更後の設備の区分等が前項各号に掲げる設備の区分等に該当しない場合であっても、前項の規定にかかわらず、当該変更後の設備の区分等は交付対象区分等とする。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三十一日経済産業省告示第四十一号)

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備として、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十九号)第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条

第三項の認定（同法第十条第一項の変更の認定を含む。）を受けたものであつて、その出力が五十キロワット以上のものに係る設備の区分等は交付対象区分等とする。

附 則（令和六年三月二十九日経済産業省告示第五十三号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和八年三月三十一日経済産業省告示第三十二号）

（施行期日）

第一条 この告示は、令和九年四月一日から施行する。ただし、附則第二条第二項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和八年経済産業省令第二十九号。次項において「令和八年改正省令」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた設備の区分等に係る交付対象区分等の指定については、なお従前の例による。

2 令和八年改正省令附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた設備の区分等に係る交付対象区分等の指定については、なお従前の例による。